○復興庁告示第百号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（棚倉町復興推進計画（認定番号福島第四十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第百一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（水戸市復興推進計画（認定番号茨城第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第百二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（下妻市復興推進計画（認定番号茨城第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第百三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（認定番号茨城第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第百四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（下妻市復興推進計画（認定番号茨城第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社りそな銀行
二　住所　大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

○復興庁告示第百五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（下妻市復興推進計画（認定番号茨城第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第百六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（下妻市復興推進計画（認定番号茨城第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北陸銀行
二　住所　富山県富山市堤町通り一丁目二番二十六号

○総務省告示第四百二十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第1章第11節1中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成27年度から平成29年度まで」に改め、同章第12節二中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成23年1月1日から平成23年7月1日まで」を「平成26年1月1日から平成26年7月1日まで」に改める。

別表第7の2中「吾妻郡　中之条町」を「甘楽郡　下仁田町」に、「鹿島郡　中能登町」を「七尾市」に、「中野市」を「佐久市」に、「下呂市」を「郡上市」に改める。

第2章第2節1(3)の表(8)の項を次のように改める。

(8)	建　具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる framework（ふすま）、障子（しょうじ）、扉、サッシ、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。

第2章第3節1(3)の表(3)の項を次のように改める。

(10)	建　具	窓、出入口等の建具及びその取付枠（とりつけわく）並びにシャッター等をいう。

第2章第4節1中「平成24年度」を「平成27年度」に、「0.99」を「1.06」に、「0.96」を「1.05」に改め、同節二中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同節三中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成24年1月1日」を「平成27年1月1日」に、「平成23年1月2日」を「平成26年1月2日」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同節四中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に、「平成25年1月1日又は平成26年1月1日」を「平成28年1月1日又は平成29年1月1日」に、「平成24年1月2日又は平成25年1月2日」を「平成27年1月2日又は平成28年1月2日」に、「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成25年度に」を「平成28年度に」に、「平成26年度において」を「平成29年度において」に改め、同節五中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成24年1月1日」を「平成27年1月1日」に改め、同節六中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に、「平成25年1月1日又は平成26年1月1日」を「平成28年1月1日又は平成29年1月1日」に改め、同節七を次のように改める。

七　市町村長は、当分の間、東日本大震災により被災した家屋の損耗の程度に応ずる減点補正率について、第2節五又は第3節五によつて当該家屋の各部分別に求めた損耗残価率に経年減点補正率を乗じて各部分別に求めることが困難な場合には、家屋一棟ごとに求めた損耗残価率に経年減点補正率を乗じて家屋一棟ごとに求めることができるものとする。

別表第9-1中

「

47,000点未満	47,000点以上74,000点未満	74,000点以上114,000点未満	114,000点以上

」を

「

50,000点未満	50,000点以上79,000点未満	79,000点以上121,000点未満	121,000点以上

」に改め、

同表2中

「

50,000点未満	50,000点以上87,000点未満	87,000点以上112,000点未満	112,000点以上

」を